

介護老人保健施設さくら苑 入所重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設さくら苑
- ・開設年月日 平成 6 年 7 月 25 日
- ・所在地 富山県高岡市福岡町大野 145
- ・電話番号 (0766) 64 - 5885 ・ファックス番号 (0766) 64 - 3636
- ・管理者名 施設長 山崎 洋
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1652180009 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、要介護者であって主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことを目的とする施設です。家庭復帰の場合には、居宅介護支援事業所、その他関係機関と綿密な連携をはかり、療養環境の調整など退所時の支援も行いますので安心して退所いただけます。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1			医学管理
・看護職員	10	1	1	健康管理、看護業務
・薬剤師		0.3		調剤業務、服薬指導
・介護職員	24 以上	5	3	介護業務
・支援相談員	2			各種支援及び相談業務
・理学療法士				
・作業療法士	1 以上			リハビリ等
・言語聴覚士				
・管理栄養士	1			栄養指導、食事管理
・介護支援専門員	1 以上			ケアプラン作成業務
・事務職員	3			事務、受付業務等
・その他	1		1	

- (4) 入所定員等
- ・定員 100 名（うち認知症専門棟 50 名）
 - ・療養室 個室 14 室、2 人室 1 室、4 人室 21 室

2. 利用料金

(1) 介護保険証の確認

サービス提供に当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 基本料金

- ① 介護保険における利用料金（介護サービス費用の1割。尚、利用者負担割合証が2割の方は2割、3割の方は3割となります。）

	一般棟		認知症専門棟	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護1	717 円／日	793 円／日	793 円／日	869 円／日
要介護2	763 円／日	843 円／日	839 円／日	919 円／日
要介護3	828 円／日	908 円／日	904 円／日	984 円／日
要介護4	883 円／日	961 円／日	959 円／日	1037 円／日
要介護5	932 円／日	1012 円／日	1008 円／日	1088 円／日

- ② 認知症ケア加算 76 円／日（認知症専門棟の利用料に含む）
- ③ 夜勤職員配置加算 24 円／日
- ④ 療養食加算 6 円／食
- ⑤ 経口移行加算 28 円／日
- ⑥ 栄養マネジメント強化加算 11 円／日
- ⑦ 経口維持加算（Ⅰ） 400 円／月
経口維持加算（Ⅱ） 100 円／月
- ⑧ 口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90 円／月
口腔衛生管理加算（Ⅱ） 110 円／月
- ⑨ 初期加算（Ⅰ）（入所後 30 日間） 60 円／日
初期加算（Ⅱ）（入所後 30 日間） 30 円／日
- ⑩ 外泊時費用 362 円／日
外泊時費用（在宅サービス利用） 800 円／回
- ⑪ 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 258 円／日
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 200 円／日
- ⑫ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 240 円／日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 120 円／日
- ⑬ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ） 53 円／月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ） 33 円／月
- ⑭ 若年性認知症入所者受入加算 120 円／日
- ⑮ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 円／日
- ⑯ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 3 円／月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 13 円／月
- ⑰ 排せつ支援加算（Ⅰ） 10 円／月
排せつ支援加算（Ⅱ） 15 円／月
排せつ支援加算（Ⅲ） 20 円／月
- ⑱ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ 140 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ 70 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ） 240 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ） 100 円／回

⑲ 再入所時栄養連携加算	200 円／回
⑳ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450 円／回
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480 円／回
㉑ 退所時情報提供加算（Ⅰ）	500 円／回
退所時情報提供加算（Ⅱ）	250 円／回
㉒ 入退所前連携加算（Ⅰ）	600 円／回
入退所前連携加算（Ⅱ）	400 円／回
㉓ 試行的退所時指導加算	400 円／回
㉔ ターミナルケア加算（死亡日）	1,900 円／日
ターミナルケア加算（前日～前々日）	910 円／日
ターミナルケア加算（4～30 日前）	160 円／日
ターミナルケア加算（31～45 日前）	72 円／日
㉔ 緊急時治療管理	518 円／日
㉔ 特定治療	実費
㉔ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480 円／日
㉔ 訪問看護指示加算	300 円／回
㉔ 認知症情報提供加算	350 円／回
㉔ 安全対策体制加算	20 円／回
㉔ 自立支援促進加算	300 円／月
㉔ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 円／月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60 円／月
㉔ 協力医療機関連携加算（R7.3 迄）	100 円／月
協力医療機関連携加算（R7.4～）	50 円／月
協力医療機関連携加算	5 円／月
㉔ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150 円／月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120 円／月
㉔ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円／月
㉔ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 円／月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 円／月
㉔ 新興感染症等施設療養費	240 円／日
㉔ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51 円／日
㉔ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円／日

* 介護職員等処遇改善加算として、上記の合計金額の 7.5%分がかかります。

(3) 介護保険外の料金

① 居住費（滞在費 水光熱費を含む）

	従来型個室	多床室
第1段階	550 円／日	0 円／日
第2段階	550 円／日	430 円／日
第3段階①②	1,200 円／日	430 円／日
第4段階	1,200 円／日	440 円／日

② 食費(食材料費及び調理費用含む)

第1段階	300 円／日	
第2段階	390 円／日	
第3段階①	650 円／日	(朝食 620 円 昼食 720 円 夕食 720 円)
第3段階②	1,360 円／日	(朝食 620 円 昼食 720 円 夕食 720 円)
第4段階	2,060 円／日	(朝食 620 円 昼食 720 円 夕食 720 円)

- ③ 日用品費 200 円／日
- ④ 教養娯楽費 70 円／日
- ⑤ 衣料洗濯料 実費
- ⑥ 寝具レンタル費 200 円／日（税込）
- ⑦ 理髪料 実費（カット・カラー等あり）
- ⑧ 文書料 1,650～11,000 円（税込）
- ⑨ 各種予防接種 実費

(4) 支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求書を発行いたします。現金でお支払いの場合は、その月の末日までに事務所窓口にてお支払いください。また、口座振替もご利用いただけます。お支払いを確認後、領収書を発行いたします。

4. サービス内容

① 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

入所中の慢性疾患や療養中の医学管理（投薬を含む）については、当苑医師の診断のもとに行なっております。また、利用者に対し受診が必要と認める場合には協力医療機関または、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。但し、受診に関しては基本的に身元引受人が行なうものとします。

② 介護

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って支援します。

③ 機能訓練

原則として機能訓練室にて行ないますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のた

めのリハビリテーション効果を期待したものです。当施設では、家庭復帰を目標にして生活能力の向上を目指したリハビリテーションを行っております。その向上具合を試されるためにも外出・外泊をお願いしております。

④ 施設サービス計画の立案

当施設でのサービスは『在宅復帰にむけて』どのような介護サービスを提供すれば、ご家庭で生活できる状態になるかという施設サービス計画書に基づいて提供されます。また、利用者一人一人の栄養状態や摂取状況に応じた個別の対応を重視し、栄養ケアによって低栄養状態を改善していきます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただいております。利用者のその病状および身体状況に照らし、退所して自宅において生活ができるかどうかについて、3ヶ月毎に検討しております。また、利用については利用検討会によって決定されます。

⑤ 食事サービス

朝食 7時30分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

*食事は原則として食堂でおとりいただきます。必要に応じて摂取介助をします。利用者が選定する特別な食事の提供：

昼食と夕食には通常のメニューのほか特別な食事を用意しています。ご利用の際は、1週間前までにお申し出ください。

*特別な食事の提供には、別途料金をいただきます。

⑥ 入浴サービス

週に少なくとも2回入浴とし、一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応も可能です。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

⑦ 理美容サービス：

月4回、理美容サービスを実施します。

*理美容サービスは、別途料金をいただきます。

⑧ 相談援助サービス

入所中の処遇や、在宅生活上の介護・福祉などの相談や施設利用に係る要介護認定申請等必要な手続きについて相談を受けます。また、退所の際には保健・福祉・医療などのサービス機関との連絡調整に努めます。

5. 身体拘束

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者の判断により身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合、当施設の医師がその際の利用者の心身の状況、やむを得なかった理由、時間等を診療録に記載し、身体拘束に関する説明書にて説明し、同意をいただきます。

6. サービス利用に伴って考えられるリスク

- ・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落による骨折や外傷
- ・摩擦などによる皮膚の傷や糜爛
- ・誤嚥や窒息
- ・施設の車に乗車中の不測の状態悪化や事故

※ 当施設は、高齢者の方がご利用になる施設です。加齢や疾患による身体的状況・症状が原因となり、利用者本人に上記の危険が伴う場合があります。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

◎名 称	サンバリー福岡病院
住 所	富山県高岡市福岡町大野 150
◎名 称	厚生連高岡病院
住 所	富山県高岡市永楽町 5・10

・協力歯科医療機関

◎名 称	万葉歯科医院
住 所	富山県高岡市二上 1087

※ 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいています。利用者の病歴などを共有し、利用者の状態が急変した場合には速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

8. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9. 相談・苦情の対応について

利用者・ご家族からの相談苦情などに対応する窓口・ご意見箱を設置し、施設の整備またはサービスに関する利用者の要望苦情に対し、迅速に対応します。

ご意見箱設置場所 1F 事務所横（夜間通用口側）

《当施設利用においての相談苦情窓口》

TEL 0766-64-5885 支援相談員（藪・小林）

《当施設以外の相談窓口》

富山県国民健康保険団体連合会 TEL 076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 076-432-3280

高岡市高齢介護課 TEL 0766-20-1365

10. 賠償責任

- ・ 当施設は利用者におけるサービスの実施に伴って事故の責に返すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務違反した場合も同様とします。但し、利用者の故意または過失が認められる場合に起因して損害が発生した場合は、その限りではありません。

11. 事故発生時・緊急時の対応

- ・ 利用者に対し、当施設における対応が困難な状態と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。また、救急搬送の場合は、希望の医療機関にならない場合があります。
- ・ 利用中に利用者の心身の状況が急変した場合・事故発生時には、当施設は利用者・身元引受人が指定する者（主治医・救急隊・ご家族・介護支援専門員）及び市町村に対し緊急に連絡します。

12. 守秘義務

- ・ 当施設の職員（退職者を含む）は業務上知り得た利用者又は身元引受人もしくはその家族などに関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
但し、次の事項についての情報提供はできるものとします。
 - ・ 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業所などへの情報提供、あるいは在宅療養のための医療機関などへの情報提供。
 - ・ 医療機関等へ退所する際の利用者の心身の状況、生活歴などの情報提供。
 - ・ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例発表等。尚、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用する事を厳守します。
 - ・ これらの事項は利用終了後も同様の取り扱いとします。

13. 個人情報の保護

個人情報とは、氏名、生年月日、性別、住所、顔写真、その他の記述などにより、特定の個人を識別できる情報をいいます。

介護老人保健施設さくら苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定め、その範囲を超えて利用いたしません。

【個人情報の利用目的】

① 利用者への医療・介護サービスの提供に必要な利用目的

- ・ 当施設が利用者等に提供する医療・介護サービス。
- ・ 医療・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち、入退所などの管理、会計・経理、介護保険事務（保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）。
- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、利用者に居宅サービスを提供す

る他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議など）、照会への回答。

- ・ 利用者の診療などにあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合の情報提供。
- ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託など。
- ・ 事故などの報告や、損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談または届出など。

② 上記以外の利用目的

- ・ 当施設の管理運営業務のうち、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、当施設において行なわれる学生の実習への協力、当施設において行なわれる事例研究（尚、この場合利用者個人を特定できないような形で報告します）。
- ・ 当施設の管理運営業務のうち、外部監査機関への情報提供。

③ 利用目的の例外

- ・ 認知症等のため本人の同意を得ることが困難または支障があり、介護サービスについてやケアプラン等、また本人の状況などについて、家族等に説明する場合。
- ・ 法令上、介護関係事業者が行なうべき義務として明記されているもの（サービス提供困難時の事業者間の連絡等、不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知等）。
- ・ 行政機関などの報告徴収・立ち入り検査などに応じることが間接的に義務付けられているもの（市町村による文書提出等の要求への対応、苦情に関する調査への協力など、県知事等による報告命令、帳簿書類等の提出命令等、立ち入り検査等への対応、事故発生時の市町村への連絡など）。
- ・ 刑事事件に係わる令状による捜査など。

1 4. 施設利用に当たっての留意事項

皆様が安心して快適な生活ができるように、次の事項をお守り下さい。

- ・ 診察、看護、介護、リハビリテーション等については、医師、看護婦、介護職員、支援相談員、介護支援専門員、栄養士、作業療法士等の関係職員の指示に従って下さい。
- ・ 施設を汚したり、器物を破損したりしないで下さい。
- ・ 盗難予防のため、貴重品は持ち込まないようにお願いします。
万一盗難事故にあわれても施設は責任を負いかねます。
- ・ 火災予防のため、全館禁煙となっております。
- ・ 共同生活の秩序を保ち、口論や騒音行為など他人に迷惑をかけないように心掛けて下さい。
- ・ 面会、外出、外泊を希望されるときは、必ず申し出て所定の手続きをして下さい。
なお、外出、外泊中に医療機関への受診を希望される場合は、必ず施設までご連絡下さい。

1 5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年 2 回

16. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

介護老人保健施設さくら苑 入所重要事項説明書 同意書

重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で介護老人保健施設サービスの提供を受けることに同意します。

説明年月日 令和 年 月 日

さくら苑 説明者署名

利用者本人署名

身元引受人署名
